

【勝岡】

定刻となりましたので、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の勝岡と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りいたしました、諮問資料の事前配付資料1、2と、本日お配りいたしました、当日配布資料1、2「諮問書の写し」、当日配付資料3「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域の区域の変更について」、当日配付資料4「都市計画道路羽場大瀬木線沿道の屋外広告物の規制概要資料」、当日配付資料5とさせていただきます。また、「平成27年度飯田都市計画基礎調査 報告書」の冊子、当日配付資料6の1～5「国土利用計画第3次飯田市計画について」及び意見等提出用紙、その他に「会議次第」、「審議会委員等名簿」、「配置表」でございます。

なお、一点訂正がございます。事前配付資料2の中の「飯田市屋外広告物条例施行規則新旧対照表」でございます。表の左側、改正後（案）の中の下線部分に誤りがございます。「育良町1丁目及び」のあとに、「同所」が抜けておりましたので追記させていただきます。

追記しました資料を事前配付資料2差し替え後として本日お配りいたしましたので、こちらに差替えていただくよう、よろしくお願いいたします。

資料の方はよろしいでしょうか。

会議に先立ちまして、今回新たに審議会委員としてご参画いただきます皆様をご紹介します。

まちづくり委員会から選出いただいております澤柳忠夫委員が改選に伴い交代され、水口芳昭委員が推薦され任命することといたしました。

また、関係行政機関及び長野県から選出いただいております柴山智和委員、中谷洋明委員、有賀秀敏委員、水間武樹委員が異動に伴い交代され、中平浩文委員、椎葉秀作委員、山本智章委員、西元宏任委員が推薦され任命することといたしました。

のちほど、任命書を交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は本日別の公務があり、出席できないため副市長が代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは始めに、副市長からご挨拶申し上げます。

【副市長】

みなさん、こんにちは。飯田市副市長の佐藤でございます。本日、市長は別の公務がございまして、出席できませんので、代わりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、お盆明けの大変お忙しいところ、また、お暑い中、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、のちほど任命書を交付させていただきます。新たに審議委員となられます皆様方には、今後、それぞれの立場から、専門的な視点から、ご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですけれども、のちほど諮問させていただきますが、「飯田市景観計画の変更」それから「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正」といったことを審議していただくわけでございます。今、飯田市がおかれております状況、都市計画、あるいは土地利用計画ということで申し上げますと、やはり、リニア中央新幹線が開通する、それを見越してどのような形でまちづくりの設計図を描くか、それが大きな課題ということでございます。

具体的な事業といたしましては、リニア本体の色々な計画と並行しまして、国道153号の拡幅工事、それから中央自動車道からリニア駅までのアクセスとして座光寺パーキングエリアをスマートインターチェンジに改良し、また、そこからリニア駅まで座光寺上郷道路という形でアクセス道路を引っ張ってくる、そういった道路の計画が具体的に進みつつあるということでございます。

また、駅周辺につきましては、整備予定区域を定めまして、そこにどのような機能を盛り込んでいくかということについて検討会議を設けて議論をしている、そういった状況でございます。

そういった具体的なものも進みつつあるわけですが、より大きな視点で考えましたときには、この飯田下伊那地域をどういう形でリニア時代にまちづくりをやっていくか、その中で土地利用計画、都市計画といったものをどのような形で描いていくか、非常にこれが大きな課題になって参ります。

そういった意味で、今日お集まりの皆様方には、将来のまちづくりの大きな設計図を描いていく、そのことにつきましても、それぞれの立場からご意見をいただいて、議論を深めていく、そんなことをお願いしたいと思っております。今後、具体的にこういった形のまちづくりをしていくか、土地利用を考えていくか、ということにつきましても、ご提案しご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また、今日に限らずですが、できるだけ、市民のみなさんにも今日の審議の内容でありますとか、あるいは議論の内容をお話しながら、できるだけ知らないところで決まったということにならないような形で色々なものごとを進めていきたいと考えています。

リニアの関係でいいますと、周辺整備やまちづくりをどういう形でやるかということで、この間、アイデア募集を行いまして、小中学生のみなさんを中心に1,000件以上のアイデアを寄せていただいたわけですが、そういった形で市民のみなさんとやりとりしながら色々な議論を進めていければいいな、と思っております。

そういった中で、最終的には市としての意思決定をしていく、その前段にあたって、専門家の皆様方から審議会としての意見をいただくことも出てくるわけですが、重ねてのお願いであります。大きなまちの設計図を描く、そういったところで皆様方の専門的な知識をぜひお伺いしたい、ということでございます。

今日の審議事項に限らず、今、申し上げたような飯田市のまちづくりについて、それぞれの立場から、ぜひご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【勝岡】

それでは、飯田市土地利用計画審議会条例第3条の規定及び飯田市都市計画審議会条例第3条の規定によりまして、交代の委員の方々に副市長より任命書を交付させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

時間の都合もでございますので、交付に当たりましては、都市計画審議会の任命書のみお読みし

まして、土地利用計画審議会の任命書をあわせてお渡しさせていただきます。なお、関係行政機関及び長野県の職員の方につきましては、任命書の交付は都市計画審議会のみとなりますので、ご承知おきください。

それでは副市長より任命書を交付いたします。

【副市長】

(副市長が委員席前で任命書を交付)

【勝岡】

議席番号につきましては、前任の方の番号とさせていただきますので、水口委員は6番、中平委員は10番、椎葉委員は12番、山本委員は2番、西元委員は14番でございます。

任期は他の委員の方と同様に、平成29年12月14日までとなりますので、よろしく願いいたします。

また、本審議会の幹事を務める市の部課長に異動があり、本日お配りいたしました名簿のようになっておりますので、ご確認ください。

本日は、22番新井委員、23番寺澤委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、12番椎葉委員が欠席のため宮下良広天竜川上流河川事務所副所長が代理として出席されております。

また、幹事で、教育次長の三浦、文化財担当参事の松下、環境モデル都市推進課長の塚平、林務課長の和泉、商業・市街地活性課長の松江、生涯学習・スポーツ課長の北澤、文化財担当課長の馬場、地域計画課長の遠山から欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

ここで、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっておりますが、本日は、土地利用計画審議会委員15名のうち14名の皆様が、また、都市計画審議会委員24名のうち22名の皆様が出席されており、過半数を満たしておりますので、この会議は成立している旨をお伝えいたします。

それでは、次第に従いまして大貝会長からご挨拶をお願いいたします。

【大貝会長】

みなさん、こんにちは。会長を仰せつかっております、大貝です。私の方から一言、簡単にご挨拶を申し上げます。

審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の委員として、ご足労、ご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日より新たに審議委員とされました皆様におかれましては、大変お忙しい中、審議会のメンバーとしてこれからお世話様になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、「飯田市景観計画の変更」及び「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正」についての諮問が、のちほどあるようございます。限られた時間の中ではありますけれども、慎重なご審議をお願いできればと思っております。

そのうえで、できれば、本日一定の結論が得られればと思っておりますので、委員の皆様には何卒、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。簡単ですけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

【勝岡】

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、諮問に入らせていただきます。なお、今回は、「飯田市景観計画の変更」が土地利用計画審議会と都市計画審議会への諮問、「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正」が土地利用計画審議会への諮問となっております。「飯田市景観計画の変更」につきましては、土地利用計画審議会への諮問のみ読み上げ、都市計画審議会への諮問の読み上げは省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、副市長は諮問後、所用により退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。それでは副市長お願いいたします。

【副市長】

飯田市土地利用計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗
飯田市景観計画の変更について（諮問）

このことについて、飯田市景観条例第5条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

- 1 諮問の目的 飯田市景観計画の変更
- 2 諮問の内容 別紙のとおり

飯田市土地利用計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗
飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について（諮問）

このことについて、飯田市屋外広告物条例第11条第3項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

- 1 諮問の目的 飯田市屋外広告物条例施行規則の改正
- 2 諮問の内容 別紙のとおり

以上、よろしくお願いいたします。

【勝岡】

ここで副市長は退席いたします。（副市長退席）

【勝岡】

以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

【大貝会長】

それでは、私の方で審議を進めて参りたいと思います。

審議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでよろしくお願いいたします。

【勝岡】

本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。

飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

【大貝会長】

ただいま説明がありました公開の同意について、全員の同意が必要ということですが、もしこれについて異議がなければ公開ということにさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

特に異議がないようですので、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。よろしくお願いいたします。

【大貝会長】

それでは審議に入って参りたいと思います。

先ほど説明がありましたとおり、審議につきましては、最初に土地利用計画審議会としての審議を行い、その後、都市計画審議会としての審議を行います。

先程、諮問された「飯田市景観計画の変更について」、そして「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について」、あわせて事務局より説明をお願いいたします。

【松村】

地域計画課の松村と申します。

「飯田市景観計画の変更について」、「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について」を一括でご説明いたします。

まず、全体の概要を申し上げます。

今回の変更は、現在、都市計画道路羽場大瀬木線の沿道に指定している「屋外広告物特別規制地域」の区域を拡大するというものです。

現在、屋外広告物については、市内全域で、表示、設置する屋外広告物が一定規模を超える場合は市に届出をしていただき、飯田市景観計画に定める基準に適合するよう指導させていただいております。

さらには、地域の特性や個性を生かした景観育成を図る地域や特に必要な場所においては、基準の強化や許可制を導入し、その場所に見合った内容として定めるなどしております。

「屋外広告物特別規制地域」は、基準の強化や許可制のメニューの1つでございますが、地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致維持を図ることが特に必要である地域又は場所を指定します。一定規模を超える広告物等の表示、設置又は改造については、市長の許可が必要となります。

広告物等の表示に際し許可が必要となる地域としましては、ほかにも屋外広告物禁止地域や屋外広告物許可地域がございますが、これらは一律の規制内容であるのに対しまして、屋外広告物特別規制地域は区域ごとに地域の特性や個性に応じた規制内容を定めることができます。

都市計画道路羽場大瀬木線は、平成25年11月に羽場地区から切石地区までの区間が供用開始となり、これを受けて地元との検討を行う中で、同年12月に屋外広告物特別規制地域を指定いたしております。現在、全線開通に向けて長野県による整備が進められており、今後、一部区間が暫定供用となることから、これを期に北方地区内の区間につきましても、現在、指定している区間と同様の規制を入れたいと考えております。そのため、飯田市景観計画の変更及び飯田市屋外広告物条例施行規則の改正を行いたいと考えております。

事前配付資料1「飯田市景観計画の変更」をご覧ください。

「1 変更を行う箇所」をご覧ください。(1)から(3)までございますが、いずれも、特別規制地域の区域を拡大するため、現在は「北方」までとなっている規定を「育良町1丁目及び同所2丁目」

に変更したいというものです。

「2 変更の理由」をご覧ください。

飯田市景観計画では、新たに整備される主要な幹線道路の沿道において、良好な景観の保全・育成を推進することとしており、先ほど申し上げたとおり、羽場大瀬木線の松川切石大橋から北方までの区間につきましては、平成 25 年に屋外広告物特別規制地域に指定をいたしました。今後も法線のとおり整備され、随時暫定供用となっていくことから、今後整備される区間も含めて特別規制地域の区域とし、広告物等の規制を行うこととするものでございます。

区域から、育良町を除いている理由については、育良町では、景観形成住民協定が結ばれ、永きにわたり住民自らの運営が行われております。良好な景観育成に鋭意取り組みが進められてきた経過を踏まえ、特別規制地域の区域には含めない考えであります。

これは、すでに供用されている沿道の羽場町景観形成住民協定の区域と同様の考え方でございます。

事前配付資料 1 の 2 枚目及び 3 枚目が、今回の区域の拡大に係る、飯田市景観計画の変更箇所、変更内容です。いずれも、育良町 1 丁目及び同所 2 丁目のところが変更ということでございます。

事前配付資料 1 の 4 枚目は、飯田市景観計画に付属する図で、羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域の区域を示しています。現在は、松川切石大橋から鼎切石と北方との境までの区間を指定しており、今回は、その南から育良町までの区間を指定いたします。

続いて、諮問 2 「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について」、ご説明いたします。

事前配付資料 2 の「飯田市屋外広告物条例施行規則新旧対照表」をご覧ください。屋外広告物特別規制地域の区域については、飯田市屋外広告物条例施行規則に規定する必要があります。これまで説明しました区域の変更を施行規則の体裁にしたものが、こちらの別表 5 の 2 の部分となります。どちらも育良町 1 丁目及び同所 2 丁目と改正をいたしたいというものでございます。

なお、屋外広告物条例施行規則の改正は、周知期間を経て、景観計画の変更と共に平成 28 年 10 月 1 日を予定しております。

区域の変更に関する説明は以上でございます。当日配付資料 3 及び 4 に、都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域の内容をまとめています。

まず、「Ⅰ 屋外広告物特別規制地域を指定する地域」ですが、北方地区の区間の沿道の両側 30 メートルの区域に規制がかかることとなります。

規制についてですが、現在は届出制を運用しておりますが、許可制となります。

許可申請が必要な場合は、自己用の広告物等（店舗、事業所、工場などの建物や駐車場、敷地内に表示、設置されているもの）は表示面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの、地上に設置する広告物等（敷地内の地面から立つ看板）は高さ 4 メートルを超えるもの、道路境界線から 5 メートル以内において 1 面の表示面積が 3 平方メートルを超えるもの、になります。

ちなみに自己用の広告物等は、現在も、合計 15 平方メートル超、高さ 4 メートル超は、市に届出を行うことになっています。

一方、非自己用の広告物等（いわゆる野立看板、道路脇に設置される商品広告など）は全て許可申請が必要となります。

「Ⅱ 許可の基準」ですが、ここでは、現在、この区域に適用されている基準と変わる部分を太字で示しています。

「2. 自己用の広告物等の基準」では、3ページになりますが、地上に設置する広告物等の基準が変わります。現在の基準は、自己用は高さ13メートル以下となっておりますが、道路境界線から5メートル未満に設置する場合は高さ5メートル以下、1面3平方メートル以下となります。

5メートル以上後退して設置する場合は、現在と同じく高さ13メートル、1面25平方メートル以下です。

同じく3ページの「3. 自己用の広告物等以外のものの基準」は、非自己用の広告物等の基準ですが、非自己用の広告物等は原則として掲出禁止となります。ただし、1面が1平方メートル以下、合計面積が2平方メートル以下のもの、地上に設置する広告物等は、この面積基準に加え地上からの高さ2メートル以下のものは掲出できる、というものでございます。

3ページの一番下に、「Ⅲ 許可の有効期間」とあります。許可を受けて表示、設置した後は、3年ごとに許可の更新が必要となり、許可とその更新の際は、手数料がかかります。

4ページをご覧ください。

Ⅳとして、この指定があった際、既に表示、設置されている広告物等を引き続いて表示、設置しておくことができる期間は5年、となります。

今、設置されている広告物等が、許可申請が必要な面積を超えていれば、5年後には申請をしていただくことになります。

許可基準にあわないものであれば、5年以内に撤去するか、基準に合うように改造していただくようお願いをしていきます。

「Ⅴ 適用除外となる広告物等」についてですが、ここに書かれているものは許可を受けなくても表示等ができるものです。

「Ⅵ その他」で、除却命令、罰則とありますが、許可を受ける必要がある場合は、その手続きをとっていただくなど、これまでとは手続きや基準が変わりますので、その周知を行い、命令や罰則といった事態が起こらないように取り組んでまいります。

続いて、当日配付資料4をご覧ください。

こちらが現在、北方の区間にかかっている基準と屋外広告物特別規制地域の基準、それと、この特別規制地域の区域の両側にあたりますが、育良町と羽場町の景観形成住民協定の区域の基準を比較したものでございます。

真ん中の太線で囲まれた枠の中が特別規制地域の基準ということでございまして、右側が景観形成住民協定の育良町、羽場町の基準となっております。隣接するそういった協定地区の基準との調整を図りながら、特別規制地域の基準を決めてきた、という内容になってございます。

規制内容についてのご説明は以上でございます。

なお、今回の変更にあたりましては、パブリックコメントの実施、伊賀良地域協議会への意見聴取を行ったほか、「北方地籍における都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観協議会」を発足し、屋外広告物の規制に係る団体、機関の皆様と協議を行っておりますが、いずれも反対意見はございませんでした。

以上、飯田市景観計画の変更及び飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について、ご説明いたしました。

【大貝会長】

ありがとうございました。

只今、説明がありました、「飯田市景観計画の変更について」、そして「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について」、一括して質疑の場を設けたいと思います。

まず、ただいま説明がありました内容についてご質問があれば出していただいて、その後、ご意見を伺いたいと考えております。

それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

【吉川（秋）委員】

15番吉川です。事前配布資料の（3）付属図のところで、北方区においては開削をしてトンネル構造になるとお聞きしているのですが、トンネル構造になった場合には、この規制がかかるのか、かからないのか。（トンネル内からは外が見えないので、ここは省くべきではないのかな、という気がするのですが。その考え方をお聞きしたい。

【大貝会長】

現地の状況をわかっていないので、事務局の方からお願いします。

【松村】

道路から展望できる範囲になりますので、トンネルの上については、この規制にはあたらないということになります。トンネルの出入り口の上部に看板をつけるというような例が見受けられますけれども、それについてはこの規制の対象になるので、それが非自己用の看板であれば、非自己用の基準に合うものしかダメということになりますし、原則は掲出できないということになります。ですので、道路から見える範囲について（規制が）かかるということになります。

【吉川（秋）委員】

トンネルの中は、内側の側面は見えるけれども、上とか景色は見えないはずなので、そこはどうかのですか。

【松村】

トンネルの中の話ということでしょうか。

展望できる範囲ということなので、トンネルの中は規制の対象外です。トンネルの両側30メートルは外れるということかと思えます。

【吉川（秋）委員】

（事前配布資料（3）付属図の）この矢印の真ん中辺に矢印が合わさったところがあるのですが、ここら辺がトンネルになるとのことです。外観だから、走っているときに両側何メートル見えるところを規制しましょう、という話で、トンネルができたところの上は公園にするので、その公園まで影響するかどうか。トンネルになっている間は見えないし、内側はもちろん県の道ですから、そんな広告を出すわけにはいかない。トンネルの中は（外が）見えないでしょうということ。だから、その範囲は外さなければいけないのではないですか、ということを知りたいのですよ。

【松村】

この区間をまず指定しておいて、その展望できる範囲というふうに縛るので、トンネルの上部、道路から見えない部分については、この空間から外れます。ただ、トンネルの出入り口で道路から見えるところは、規制がかかるということでございます。

【吉川（秋）委員】

意見でいいですかね。トンネルの出口、入口、見えるところというのは、トンネルに係らず見え

るところは規制される。ただ、トンネルがかかっているところは見えないところは除くというのなら、ただし書きをすればいいのではないのかな、と思うのですが、そこら辺は区別する必要があるのではないか、ということを行っているわけです。

【松村】

事前配布資料1の二枚目のところをご覧いただければ、と思うのですが、そこで枠内に区間の規定がございます。ここに「都市計画道路羽場大瀬木線の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち」とございまして、ここでまず、「道路から見える範囲なんだ」ということを謳っております。それに加えて、飯田市羽場町4丁目から育良町までの区間の両側30メートルということにいたしておりますので、この規定の文章でもって、トンネルの上部ですとか見えない範囲は外れます、と読めるのではないかな、と思っております。

また、ちょっとわかりづらいということかと思っておりますので、市民のみなさんへの説明等につきましては、そのところを十分留意してお伝えするように気をつけて参りたいと思います。

【大貝会長】

別表3の2とその次の別表4についても同じですけれども、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域であることが、まず、第一条件ということで、そのうちのこの区間の両側30メートルという表現になっているということです。ただ、一方で付属図そのものは、これを見ると直感的にこの全部というふうに理解してしまいそうなので、その誤解がないように、ちゃんと地元等には説明するということになるかもしれません。

その他、どうぞ。

【高瀬委員】

18番高瀬です。細かいことで、最初のご質問に近いところなのですが、(当日配布資料3の「I. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域を拡張する区域」の「【許可が必要となるもの】」の「自己用の広告物等で～」のところの後に「(中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては～)」という文言は、これはもともとこの上の最初の2行の「これから展望できる範囲の地域のうち～両側30メートル以内の地域」の中でも、新しくつくる道路から見えなければ、中央自動車道から500メートル以内でもこれは適用されない、という意味なのでしょうか。

【大貝会長】

中央自動車道の話は、当日配布資料3の基準の概要のところですね。

【松村】

当日配布資料3の1ページ目の上の段のところですね。

【高瀬委員】

はい。

【松村】

「【許可が必要となるもの】」として、一つ目の○で「自己用の広告物等で、表示面積の合計～(中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては10平方メートルを超えるもの)」という件ですね。

【高瀬委員】

はい。

【松村】

中央自動車道の両側各 500 メートル以内につきましては、屋外広告物の禁止地域となっております。禁止地域の場合には、自己用（の屋外広告物）で 10 平方メートルを超えると、申請をして許可を得るという必要が出て参ります。その基準の方が厳しいということになりますので、禁止地域にあたる部分については、10 平方メートルを超えたら、市に申請をして、許可を受けていく必要があります、という意味になります。

【高瀬委員】

質問はそういう意味ではなくて、最初の 2 行のところで、「展望できる範囲の地域のうち～沿道両側 30 メートル以内の地域」となっていて、先ほどのトンネルの話で、トンネルの場合、見えない部分は除外だ、ということをおっしゃられましたよね。そうすると、上の文言（最初の 2 行）のところで、除外されているんですよね。その下のところで、中央自動車道の話が入っているのですけれども、もともと中央自動車道には、先ほど、禁止事項があると言われたんですよね。だったら、なぜこれを載せる必要があるのか、というのがよくわからないのですけれど。

【松平】

すみません、ちょっと補足が足りなくて申し訳ございません。

今、最初に言った羽場大瀬木線の両側 30 メートルというのは、まず区域の話でして、今、禁止地域のご説明をちょっとさせていただきましたが、あわせて中央自動車道から 500 メートル両側が禁止地域になっています。

基本的には、屋外広告物条例の場合は、禁止地域のところに特別規制地域が重なった場合につきましては、特別規制地域が優先される、という規定に条例上なっております。ですので、両方が重複するという事はないので、今までの禁止地域の規制をそのまま活かすために、このような規定を入れさせていただいている、ということです。

【高瀬委員】

基本的にこの地図を見ますと、全ての場所が 500 メートル以内なんですよ。

【松平】

「展望できる範囲」というところがポイントなのですが、両側 500 メートルは、防音壁がほとんど付いておまして、基本的に中央自動車道から側道に立って、1.5 メートルの水平な目線で見たときに 500 メートルの範囲に見えるものが規制の対象となるわけです。ですが、あそこには防音壁が設置されておまして、一部、橋の部分とかはないところがありますけど、防音壁があるために見えない、ということで、禁止地域の規制の対象になっていない部分も含まれています。なので、その両方の部分がかかっているような形で今回、規制のかけ方をしています。

おそらく地図だけで見てもわからない部分がありますが、一部は禁止地域にかかっている部分もあるかもしれませんが、実は大半がかかっていないというのが現実でございます。なので、禁止地域の適用がないので、今回この沿道から見えるものとしての規制をきっちりかけていく、プラス、中央自動車道からの沿道から見える規制に対しても、もし見える場合があった場合は、そちらの方も担保していく、というような考え方でございます。

【高瀬委員】

（羽場大瀬木線から）見えない場合も中央自動車道から見れば、そちらの方が優先されるとい

うことですね。

【松平】

そちらの方も担保させたい。今まで通り、現行通りのものの規制はかけていきたいということです。

【高瀬委員】

そこのところをちょっと確認したかっただけです。

【大貝会長】

その他に質問があれば。

【篠原委員】

4番の篠原です。

広告に関する規制の改定ですけれども、いただいています土地利用関係ハンドブックのⅡに「屋外広告物条例に基づく制限」というものがございまして、そのⅡ-2-8とかⅡ-2-8-鼎-1とか、こういう関係条文があるのですが、それも当然のことながら改定されるという意味合いでよろしいのでしょうか。

【大貝会長】

事務局、お願いします。

【松平】

この沿道地域30メートル両側という形で今回入ってくるものですから、その部分に関して関係するところは、今お話ししたようなところで、禁止地域との整合をとったり、ということはしております。

その他の部分については、現在わかりづらいお話になってしまうのですが、普通地域としても届出制を敷いて制限をかけている地域が一部ございますので、そういった部分については、今度この特別規制地域に入ることによって、規制が強化されるという形になります。それが、基準を適用させなければいけないものというのが、先ほども説明したような内容になっておりますが、それが変わってくるという形になります。

【大貝会長】

今のご説明でよろしいですか。

【篠原委員】

当然、変わるのですよね。将来的には。

ここの文言の「外広告物条例に基づく制限」というのが、そのまま「北方区の区域」という文章になっているのはおかしいわけですから、当然、ここも改定されるべきであるという趣旨の意見がなければおかしいと思うのですが、いかがでしょうか。

【松平】

すみません。ちょっと質問の趣旨を間違えておりました。

今回、この審議会を確認させていただきまして、承知いただければ、その形へ変えていくということでございます。資料の方も当然、また差し替え等させていただくようにさせていただきます。

【大貝会長】

今の話は、大きなローマ数字のⅡ-2のところですね。その条例にかかる部分の話ということですね。よろしいですか。

【篠原委員】

はい。

【大貝会長】

質問がいくつか出て参りましたけれど、特になければ、この諮問の案件についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

最初少し意見のような確認もありましたけれども、特にご意見はないということでもよろしいでしょうか。

諮問の内容そのものは、区域を既にあるものをさらに拡大する、というものであります。いくつか質問のあった点については、事務局からの説明でご理解をいただけた、と理解しております。

それでは、特にご意見はないようですので、「飯田市景観計画の変更」それから「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正」についてお諮りをしたいと思います。

まず、飯田市土地利用計画審議会として、市から説明のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市景観計画の変更について」及び「飯田市屋外広告物条例施行規則の改正について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

続きまして、飯田市都市計画審議会として「飯田市景観計画の変更について」をお諮りします。

飯田市都市計画審議会として、市から説明のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市景観計画の変更について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

以上で諮問事項に対するすべての審議が終了しました。

答申書の文面につきましてはご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、7「報告事項」に移ります。

「平成 27 年度飯田都市計画基礎調査について」事務局から説明をお願いします。

【北原】

地域計画課の北原と申します。

私からは、本日皆様へお配りしております、都市計画基礎調査の概要版について説明させて頂き

ます。

本調査の主旨につきましては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条に基づき、都道府県が概ね 5 年毎に、都市計画に関する事項の全般を都市計画基礎調査により見直しを行うための統計調査で、長野県より市が受託して昨年度実施しましたので報告をいたします。

今回の基礎調査範囲は、飯田市都市計画区域を主として、調査内容によっては、行政区全域の現況及び将来見通しを国勢調査などの数値を基に調査内容毎にまとめたものです。

本調査につきましては、調査により導き出された数値等を十分検証し、今後の都市計画のあり方や地域別土地利用計画策定のために活用していきたいと思っております。

各調査項目について簡単であります但説明させていただきます。

1 人口につきましては【3 ページ～23 ページ】に掲載しております。

平成 22 年 10 月 1 日付けの全国で行われた国勢調査を基に、調査区単位での結果を集計し、市域における人口規模・人口分布・人口構成の変移について都市計画の視点からまとめております。

2 産業につきましては【24 ページ～43 ページ】に掲載しております。

事業所統計・工業統計・商業統計を基に、事業所数・従事者数、工業及び商業出荷額の変移についてまとめました。

3 土地利用につきましては【44 ページ～64 ページ】に掲載しております。

土地利用別面積、開発状況、新築状況、農地転用状況をまとめることにより、土地利用の動向を把握し、今後の都市計画における土地利用の方向性を検討するうえでの資料をまとめております。

4 建物につきましては【65 ページ～100 ページ】に掲載しております。

土地・家屋等の情報を基に、建物分布・面積や現行の建ぺい率・容積率、建物用途別面積、建物別年齢、また、大規模小売店舗の立地を把握し現状についてまとめております。

5 都市施設につきましては【101 ページ～106 ページ】に掲載しております。

都市計画施設の決定状況、内容、事業化の進捗状況をまとめております。

6 交通につきましては【107 ページ～115 ページ】に掲載しております。

交通センサスなどを基に、市町村間のゾーン間自動車交通量や主要道路断面交通量をまとめ、一方で公共交通である電車交通やバス交通の変移についても調査し、今後の交通体系の検討につながる資料をまとめました。

7 地価につきましては【116 ページ～118 ページ】に掲載しております。

国で公表する地価公示、件で公表する地価調査の公表値を基に、地価動向の変移をまとめました。

8 自然環境につきましては【119 ページ～120 ページ】に掲載しております。

市内における過去 10 年の気象状況や、用途地域内外における緑地の面積をまとめました。

9 公害及び災害につきましては【121 ページ～150 ページ】に掲載しております。

直近 10 年間における災害の被害状況の集計及び、避難場所・消防水利の位置を把握することで、今後の災害対策における検討材料となる資料をまとめました。

細かい内容につきましては、本日時間の都合上ご紹介致しませんが、お配りさせて頂いた都市計画基礎調査【概要版】をご覧頂き、今後の参考資料としてお使いください。

また、概要版へは掲載していませんが、調査毎に結果を示した図面等の作成も行っておりますので、申し添えます。

考察につきましては、各調査の冒頭に集計結果から分かる動向や考察を記載させて頂いてありま

す。今後、当市の都市計画・土地利用などを進めていくうえで、これらの内容についても検討しながら各種計画を進めていきたいと考えております。

都市計画基礎調査についての説明は以上です。

【大貝会長】

ありがとうございました。

時間もありませんので、内容についてはここでやりとりするということではありませんが、今の基礎調査に関する説明について何かご質問があればと思います。特になければ、次に進みたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

ゆっくりこの報告書をご覧ください、ここに飯田市の都市計画に係る状況がまとめられているということになります。

【西元委員】

すみません、会長さんがお話中で、14番の西元ですけれども、ちょっと見たところで、分からないところだけ教えていただければ。

25ページ、26ページ、27ページの産業の「将来就業人口推計値の算定」がございまして、パッと見ると、対数式と指数式と多項式とあるのですが、27ページの多項式と同じ平成33年で、就業人口が9,000人と一気に55,000人から減るのですが、これは式によって大分数字が違うように思うのですが、これはどういうことかとお聞きしたい。

【北原】

一番整合がとれる数値としましては、対数式の変異が現状にも合ってくるかな、と思っております。

長野県さんのヒアリング等でもご相談をさせていただきまして、指数式や多項式の結果もあわせて載せていく方向で、ということで話をさせていただいておりますので、指数式や多項式ですと、増減の幅が大きくなってしまっているところもあるのですけれども、そういった形で掲載をさせていただいております。

【西元委員】

比較のうえで、という形で載せられているということのようですが、そうすると、平成2年から平成22年までのトレンドを基に対数式にしても推計式を出しているのですよね。そうすると、例えば、先ほど冒頭で副市長さんが言われたような、これからの社会情勢の変化に伴ったトレンドが出てくる要因というのは、どのように考えられているのでしょうか。

非常にポイントになってくる部分もあろうかと思うので、ちょっとパッと見たときに気づいた点で申し上げたので、そこら辺はまたご検討いただく必要があると思います。

【大貝会長】

事務局の方で今答えられる範囲で何か答えられえることがあれば、と思いますが。

【松村】

今、予測式がある中でどれが適切であるか、ということなのですけれども、これにつきましては、これから県さんをご相談しながら正しいものを見出していきたいと思っております。

【西元委員】

式がどれが正しいかということを私は言っているのではなくて、今までのトレンドをこれから先も伸ばしていつて見るのが本当にいいのか、飯田市の都市計画基礎調査の就業人口の推計にこれ

までのトレンドをそのままもっていいのでしょうか、ということを知っているのです。

【大貝会長】

基本的には、あくまでも調査の一つの結果であって、これをもって市の将来フレームのようなものを議論するというのかは…。ちょっと最後のものはあまりにも極端すぎる、急なカーブを描いてしまっているので、むしろマイナスになってしまいますね。あり得ないようなカーブですね。

【奥出】

建設部の参事の奥出と申します。

これについては、どれを使っていくかというのは、今までのトレンドでいけば、相関係数でいくと多項式が一番合っているということになっている。でも、実際、こんなに将来を見たときに減るのか、というところもありますので、今後飯田市としてどういふのを見据えてやっていくかというところに対して、県さんとも色々ご相談しながら進めていきたいと考えております。

【大貝会長】

また、違う場で意見交換できれば。

あくまでも統計的な話で言えば、平成2年の値を除いてやると、また全然違った結果が出てくると思うので、2年を入れたがゆえに最後の式が一番よく合うということに。

これはあくまでも基礎調査の報告書ということですので、そのように捉えておいてください。

その他特になければ、これについては閉じたいと思いますが。

【吉川委員】

すみません、ひとつ。

土地、建物について、非常に細かく調べられて、年齢とかどんな比率で使われているか、というような資料があって大変素晴らしい資料だな、と思うのですが、ここにも書いてありますけれども、空家についての対策については、今後どのような方向性でこれに加えられるのか、考えがありましたら考えだけで結構です。

【大貝会長】

基礎調査そのものというよりも、市の空家対策というような話になるかと思いますが、ちょっと審議会そのものとは違うかもしれないですが、もし関係する部署で答えられる方がいれば。

【竹前】

市民協働環境部の竹前でございます。

私どものムトスマちづくり推進課の方で空家対策を担当しておりますので、今の状況と今後の考え方について少しお話をさせていただきたいと思っております。

市の場合は特別措置法に加えて独自の条例を制定しておりまして、特定空家、さらには準特定空家も独自に加えていくという形で地域のまちづくり委員会のみなさんと一緒になりながら、危険あるいは不衛生等の空家についての対策を講じていくということになっております。

それからもうひとつ、空家バンクを7月からつくっておりまして、ここに利用可能な空家について、各地区のまちづくり委員会、20地区に6月いっぱいまでで空家の調査をお願いしておりまして、そこからまた抽出された利用可能な空家、所有者の意向を把握する中で、バンクに登録をして有効に活用をしていただく、そういう対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

【大貝会長】

ということでしょうか。お願いいたします。

この基礎調査については、また内容をご覧いただいて何かご質問がある場合は、事務局の方に問い合わせさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、8「その他」に移ります。「国土利用計画第3次飯田市計画について」事務局より説明をお願いします。

【宮島】

地域計画課の宮島と申します。

国土利用計画第3次飯田市計画の策定についてご説明申し上げます。

説明の方、本日お配りした資料の6-1から6-5の資料を使ってもらいたいと思っておりますので、ご覧いただければ、と思っております。

まず、ハンドブックをお持ちの方、ご覧いただければと思いますが、ハンドブックのⅢ-3-(1)というところに現在の第2次飯田市計画というものがございます。そちらの方を第3次に変えていくというのが主なところでございます。

まず、資料6-1をご覧ください。国土利用計画の位置付けでございます。

国土利用計画は、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とし策定される計画で、飯田市計画は全国計画及び長野県計画を基本として策定する、飯田市における土地利用の基本的な指針となるものでございます。

平成27年に、全国計画が第5次計画へ改定されまして、それに次ぐ形で第5次長野県計画が本年9月に策定予定となっております。飯田市においても第2次計画の目標年次が平成28年度となっておりますので、以後の計画として今回、第3次計画へ改定を行うものです。

なお、目標年次は当市の次期総合計画に即する形で、平成40年とするよう計画しています。

一枚おめくりいただいて、資料6-2をご覧ください。

今回の第3次飯田市計画策定にあたっての方針となります。

第3次計画の基本的な考え方・策定方針につきましては、資料の緑の枠の「第2次計画の評価」にありますとおり、第2次計画で定めました土地利用に関する基本的・普遍的な指針に基づきまして、平成19年に飯田市の都市計画マスタープランである「土地利用基本方針」が策定されております。そちらの計画が土地利用に関する問題をより具体的で横断的・体系的に解決するものとして機能しております。

よって、第2次計画での普遍的な理念や資料の青枠の部分になりますが、こちらの大きな理念や基本方向は、第3次計画においても大筋で継承するものとしまして、国や県の計画改定、リニア開業、次期総合計画の策定などといった、時代に合わせた修正や追加を行うこととしました。

資料6-4の概要版（A3用紙）をご覧ください。

今回の計画の概要でございます。資料6-5が計画の本文案になりますが、文量が多いため、本日はこの概要版にて主な部分を説明してまいります。

まず、計画の大まかな構成は、青枠の「土地利用を取り巻く変化と課題」、それに対してオレンジ色の部分の「飯田市計画の理念」や「基本指針・基本方向」を定め、下段のグリーンにあるような、達成に必要な措置を講じていくという構成となっております。

青枠の土地利用を取り巻く変化と課題でございますが、長野県計画が掲げる基本的条件に合わせる形で「本格的な人口減少社会の到来」「自然環境の保全と活用」「災害に強い地域の構築」という

3つの観点、それに飯田市の特徴的な課題である「リニア時代の到来」という、大きく4つの観点から、現状と課題を挙げています。その他、市内の地域別の特徴と課題も挙げています。

「本格的な人口減少社会の到来」では、人口減少の予測から土地利用の需要減・管理水準の低下といった懸念に対する、適正な土地利用のあり方の必要性など、「自然環境等の保全と活用」は、地球規模の温暖化などで、良好な景観が失われる懸念、野生鳥獣被害の深刻化のほか、「環境文化都市」を掲げている市の取り組みをより一層推進することの重要性を挙げてございます。「災害に強い地域の構築」では、東日本大震災以降の市民の防災意識の高まり、地震や風水害への対応の必要性と、それに対する取り組みの現状、土地利用におきましては、開発圧力の低下等で生み出される空間的な余裕の利用などを挙げています。

「リニア時代の到来」については、長野県駅の設置決定から現在までの取組経過及びリニアのメリットとデメリット、リニア開業を見据えた広域的な土地利用のあり方などについて記載しています。

続いて、地域ごとの特徴と課題でございますが、市内を大きく6つの地域に分け、それぞれの地域の現状や特徴、土地利用上の課題を挙げています。

以上の課題に対する、飯田市計画の理念・基本指針等が、本計画の重要な部分となります。

なお、冒頭申し上げましたとおり、この部分は飯田市における土地利用の普遍的な指針として、第2次計画の内容を大筋で継承したものとなっています。

「基本とする理念」は、本計画が目指すべき姿であり、市全体及び各地域の持続可能で安全・豊かな発展を目指して、土地を計画的かつ有効に利用するという内容でございます。

「重要事項」は、理念実現のための基本的な考え方になります。次期総合計画や長野県計画との整合を図るよう、定住促進、再生可能エネルギーの創出といったことについて、追加や修正を行っています。

続いて、「第3次飯田市計画の基本指針」は、理念実現のために必要な地域構造の考え方になります。

「持続可能な地域構造への転換」では、人口減少・高齢化が進行する中で、持続可能な地域の土地利用を進める上でのポイント「拡散的な市街化や宅地化の抑止のための計画に基づく土地利用」、「使い捨てるの抑制、既存宅地の有効活用」、「土地の流動化の促進、低・未利用地の有効利用」、「都市基盤・生活基盤の既存ストックの有効利用」といったことを挙げています。

「拠点集約連携型の地域構造の推進」は、飯田市が形成されてきた歴史的経緯や、地形的な特性などを考慮しながら、効率的で環境にも人にもやさしい拠点集約と連携による地域構造の形成の推進の考え方になります。

なお、第2次計画で定めた「中心拠点」「地域拠点」「交流拠点」に、リニア駅周辺を「広域交通拠点」として新たに加えて、長野県の南、また、三遠南信地域の北の玄関口、交通の結節点として、県内外まで効果が波及することを目指すことを追加しています。拠点連携型地域構造のイメージがそちらの図のような形になります。

続いて、「利用区別の土地利用の基本方向」は、「農地」「森林」「宅地」といった、それぞれの土地利用の基本方向になります。農地・森林等緑の保全及び宅地化・市街地化の抑制という大筋は第2次計画と同様で、「水面・河川・水路」の防災面の追加、それに「道路」のリニア・三遠南信時代を見据えた道路整備のあり方などを追加しています。

「地域類型別の土地利用の基本方向」は、土地利用における目的別、いわゆる「ゾーニング」の基本方向になります。

表のとおり、「市街地」「田園里山地域」「山間地域」という大きな土地利用の分類の中を、機能・目的に応じたゾーンに区分し、それぞれ適正な役割・土地利用を図っていくという内容になります。

また、自治振興センターや公民館が立地する地域の中心である「地域拠点」のほか、広域交通の拠点となるリニア駅周辺地域の基本方向について、リニア駅整備基本構想等に合わせて定めています。

以上の理念や基本方向を「達成するために必要な措置等」は、「土地の保全及び安全性の確保」、「持続可能な土地の管理」、「自然環境の保全・再生・活用と美しい飯田市の形成」、「土地利用転換の適正化と有効利用」、「土地の市民的経営の推進」といった項目で、青卒の課題に対する土地利用上の対策として行うものを挙げています。

いずれの項目も、「リニア」「定住促進」「再生可能エネルギーの創出」などといった、時代に合わせた内容の修正や追加を行い、長野県計画や次期総合計画との整合を図っています。

以上が第3次飯田市計画（素案）の概要になります。

なお、本計画には、このほかに土地の利用区分別の数値目標を設定することとなっています。

資料6-3をご覧ください。

主な土地の利用区分「農地」「道路」「宅地」について、第2次計画の目標と、平成25年時点の推移についての説明がございます。

道路、宅地はおおむね目標値に収まる形ですが、農地は当初の目標値を上回る形で減少が進んでいます。

第3次計画の数値目標については、次期総合計画での将来人口等を基本に設定することとなり、現時点では未定でございます。

リニア駅周辺、関連道路の整備が数値目標に影響してくるかと思いますが、優良農地の保全、拡散的な宅地化・市街地化を抑制する方向で目標を設定する予定でございます。

本日詳しくご説明できませんが、別刷りの資料の本文（資料6-5）は、第2次計画との対照となっており、赤字部分が変更箇所になります。

この内容につきましては、庁内関係課で構成する土地利用調整会議で方針等を確認した上、庁内全課の意見を聴取しまして、各課より挙げた意見を反映した内容となっておりますが、まだ検討中の箇所もございます。

今後、数値目標の設定、未確定な部分の決定等を行い、9月下旬ごろを目標に素案を決定し、パブリックコメントを実施したいと考えております。

本来であれば、本日、審議会委員のみなさまから意見を頂戴するところではありますが、概要の説明のみで詳細について触れることができなかつたため、ご意見をいただくことも難しいかと思っておりますので、意見の記入用紙をお配りさせていただきました。

大変お手数ではございますが、改めて資料に目を通していただいた上で、ご意見等ございましたら、9月9日（金曜日）までにお寄せいただければと存じます。

パブリックコメント後は、市議会での報告、また、審議会への諮問を経て、今年度末には施行できるよう進めて参る予定です。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【大貝会長】

ありがとうございました。

最後の方で今後の予定の説明がありましたが、9月中にパブリックコメントでしたか。

【宮島】

9月下旬頃を目途に。

【大貝会長】

9月の始めごろまでに審議会のメンバーの方には意見をお願いします、ということですね。よろしいですね。

【宮島】

はい。

【大貝会長】

ということですが、今ひととおり概略の説明をいただきましたので、もう少し時間があると思いますから、ご質問やご意見があればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

特にカラー刷りの資料の方でまとめられたA3版（当日配布資料6-4）があります。これがメインになるかと思いますが、いかがでしょうか。

当日配布資料6-5は、飯田市計画の素案ということで、新旧対照表の形になったものであります。これは、ひとつひとつ文言を読みだすと大変なことになりますので、これは審議会が終わった後でゆっくり目を通していただいて、質問、あるいはご意見があれば、先ほどの様式の方に書いていただいて、事務局に出していただきたいと思います。

この場で今、ご質問等あればお受けしますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。考え方が載るものですから、先ほどの規制区域がどうこうという話とは違うので、なかなか質問が出にくいとは思いますが。

特に今この場でご意見、ご質問がなければですが、先ほど事務局から説明があったように、一旦資料を委員会終了後に目を通していただいて、「意見等提出用紙」というものがありますので、それにご記入いただいて事務局に提出していただければと思います。

その他何かございますか。

部長さんの方からよろしくお願いいたします。

【木下】

本日は、大変慎重なご審議ありがとうございました。

ただいま、お話いたしましたように第3次計画、非常に大事な計画だと思っております。色々なご意見を頂戴し、その意見をお聞きする中で原案を策定して参りたいと考えております。

次回の審議会の予定でありますけれども、具体的な期日については現在のところ未定でありますので、調整でき次第早めにご連絡をさせていただきたいと思います。

今後におきましても都市計画について、重要な事項につきましてご審議をお願いすることになるかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

以上であります。

【大貝会長】

どうもありがとうございました。

本日、これですべての審議が終了いたしました。

飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間にわたり、お疲れ様でした。